

いじめ防止基本方針

宮古島市立南小学校

1 いじめ防止基本方針の策定

この基本方針は、「いじめ防止対策推進法」（以下、「法」という。）13条に基づき、本校におけるいじめの防止、いじめの早期発見およびいじめへの対応（以下、「いじめの防止等」という。）についての基本的な考え方や具体的な対応及び実施体制について定める。

2 いじめ防止に関する基本的な考え方

いじめ問題に取り組むにあたっては、本校の児童の実態や生徒指導上の課題について認識し、組織的かつ計画的に、いじめのない学校を構築するため、本校教職員および関係者の認識の共有と徹底を図る。

(1) いじめの定義

基本方針におけるいじめについて、法第2条を踏まえ、次のとおり定義する。

「いじめ」とは、

児童に対して、当該児童が在籍している学校に在籍している等当該児童と一定の人間関係にある他の児童が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。

(2) いじめの態様

- ① 冷やかしやからかい、悪口やおどし文句、嫌なことを言われる。
- ② 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ③ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ④ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ⑤ 金品をたかられる。
- ⑥ 持ち物を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ⑦ いやなことや恥ずかしいこと、危険なことをされたりさせられたりする。
- ⑧ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。
- ⑨ 性的いたづらをされる。

「沖縄県いじめ防止基本方針」より

これらの「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われると認められ、早期に警察への相談が必要なものや、児童の生命、身体や財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向に配慮したうえで、早期に警察へ相談・通報の上、警察と連携した対応をとることが必要である。

(3) いじめ問題への認識

- ① いじめは、人間として絶対に許されない行為であり、児童の心身に深刻な影響を及ぼし、生命をも奪いかねない人権に関わる重大な問題である。
- ② いじめは、すべての児童に関係する問題である。

(4) いじめ問題への指導方針

- ① いじめは絶対に許されないと毅然とした態度で、いじめられている児童の立場に立って指導する。
- ② すべての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童が十分理解できるように指導する。
- ③ いじめ問題への対応は、教職員の児童への児童観や指導のあり方が問われる問題であり、児童一人一人の個性に応じた指導の徹底や児童自らいじめをなくそうとする態度を身に付けるなど望ましい集団づくりとあわせて指導する。

(5) いじめ問題への対応

- ① いじめの防止については、全ての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなることを目指して行う。
- ② いじめ問題への対応は、学校における最重要課題の一つであり、一人の教職員が抱え込むことなく、学校が一丸となって対応する。
- ③ 家庭と十分な連携を取りながら、いじめの中には、警察等関係機関と早期の連携が重要となるものがあることを十分認識して取り組む。

3 いじめの未然防止や早期発見の取組

<学校>

(1) 教育相談 ～気軽に相談できる雰囲気づくり～

学校生活の中での教職員の声かけ等、児童が日頃から気軽に相談できる環境をつくることが重要である。それは、教職員と子ども達の信頼関係の上で形成されるものである。年2回、全児童を対象とした教育相談を実施し、相談体制を確立していじめの早期発見に努める。教育相談で把握した気がかりな児童については、引き続き注意深く観察し、個別に教育相談を行い対応していく。

(2) いじめに関するアンケート ※5年間保管

毎月一回、いじめに関するアンケートを実施する。実態に応じて、記名、無記名等を配慮して実施する。

(3) 生活記録（日記）の活用 ～コメントのやりとりから生まれる信頼関係～

生活記録（日記）を書かせ、担任と児童・保護者が日頃から密に連絡を取ることで、信頼関係が構築できる。気になる内容に関しては、教育相談や家庭訪問等を実施し、迅速に対応する。→（消す）

(4) 日常的な子どもの見取り

児童の様子を日々注意深く観察→月3日以上欠席児童の把握→学年間での情報交換後に校長・教頭に報告→気になる事案については、生徒指導部会で対応する。

軽微な問題行動についても、将来的にいじめに発展する可能性があるという認識のもと、個別指導及び学級指導で全体指導を行う。

(5) 相談体制の構築

担任や教職員以外にも相談できるスクールカウンセラーや教育相談員の役割を知らせて、いつでも誰にでも相談できる体制づくりに努める。

＜教職員＞

- (1) 日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは、人間として絶対に許されない」と、いじめは絶対に許さないということを様々な場面において児童に示す。
- (2) 児童一人一人が自己実現を図れるように、子どもが主役の学級経営に努める。
- (3) 思いやりの心や命の大切さを育む道徳教育や人権教育の充実を図る。
- (4) 不適切な認識や言動が、児童を傷つけたり他の児童によるいじめを助長したりすることのないように、指導のあり方には細心の注意をはらう。
- (5) 児童や保護者からの訴えは、親身になって聞く。
- (6) いじめについての理解（対処法・発見法等）を深め、人権感覚を磨き、自己の指導の検証を行い、日々の指導に行かす。
- (7) 一人で問題を抱え込まずに、管理職や学年などへの報告や協力を求め、組織的な対応を心がける。

＜児童＞教師の指導の下

- (1) 帰りの会などで一日を振り返る時間を持つ。
 - ① 反省を出し合い、自分の生活の改善や学級・学年・学校集団の向上のための手だてとする。
 - ② 学校生活の中のよい点や問題点を見つける目を養う。
- (2) 友達の名前を「さん」で呼び合い、お互いを尊重し合う環境づくりをする。

＜家庭＞

- (1) 家庭での子どもの様子に気がかりなことがあれば、すぐに連絡するよう周知する。
- (2) いじめに発展しそうな事案があった場合は、関係する家庭に連絡する。家庭でも子どもから話を聞き、家庭においても学校と協力して指導する。
- (3) いじめの要因や子どもたちが抱えるストレスを取り除いていくには、家庭の協力が不可欠であることを伝え、理解を求める。

4 いじめ問題に対応するための校内組織

- (1) 生徒指導部会
毎月1回生徒指導部会を開催し、いじめに関する情報交換を行う。
- (2) いじめ問題対策委員会
いじめ防止に関する取組を実効的に行うために、校長、教頭、**教務主任**、生徒指導主任、教育相談担当、養護教諭、関係職員による「いじめ問題対策委員会」を設置する。必要に応じて委員会を開催する。

5 外部機関との連携について

いじめを認識した場合は、宮古島市教育委員会に報告するとともに、「重大事態」と考えられる場合は、「いじめ防止対策推進法」に即して、緊急生徒指導部会を開くとともに、宮古島市教育委員会に指導・助言を求め組織的に対応していく。また、法に抵触すると考えられる場合は、宮古島警察署へ通報し、連携した対応を行う。

6 重大事態への対応

いじめの中には、児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じるような重大事態が含まれている。これら重大事態については、「いじめ問題対策委員会」を中心に「重大事態対応プロジェクトチーム」を編制し、事態に対処するとともに、事実関係を明確にし、同種の事態の発生防止に役立てるための調査を行う。

(1) 「重大事態」の定義

いじめの「重大事態」を次のとおり定義する。

- 1 いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるとき。（児童が自殺を企図した場合等）
- 2 いじめにより児童が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるとき。（いじめによる欠席が年間 30 日を目安とし、一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手する。）
- 3 児童や保護者から、いじめによって上記の 1・2 の事態に至ったという申し立てがあったとき。

(2) 具体的な対応

発生事案について、生徒指導委員会（いじめ防止委員会）で重大事態と判断した場合は県教育委員会に報告するとともに、全教職員の共通認識の下、いじめられた児童を守ることを最優先に適切な対応や調査を迅速に行う。

ア 問題解決への対応

- イ) 情報の収集と事案の整理・記録（情報集約及び記録担当者の特定）
- ロ) 重大な事態対応プロジェクトチームの編制
- ハ) 関係保護者、教育委員会及び警察等関係機関との連携
- ニ) P T A 役員との連携
- ホ) 関係児童への指導
- ヘ) 関係保護者への対応
- ト) 全校児童への指導

イ 説明責任の実行

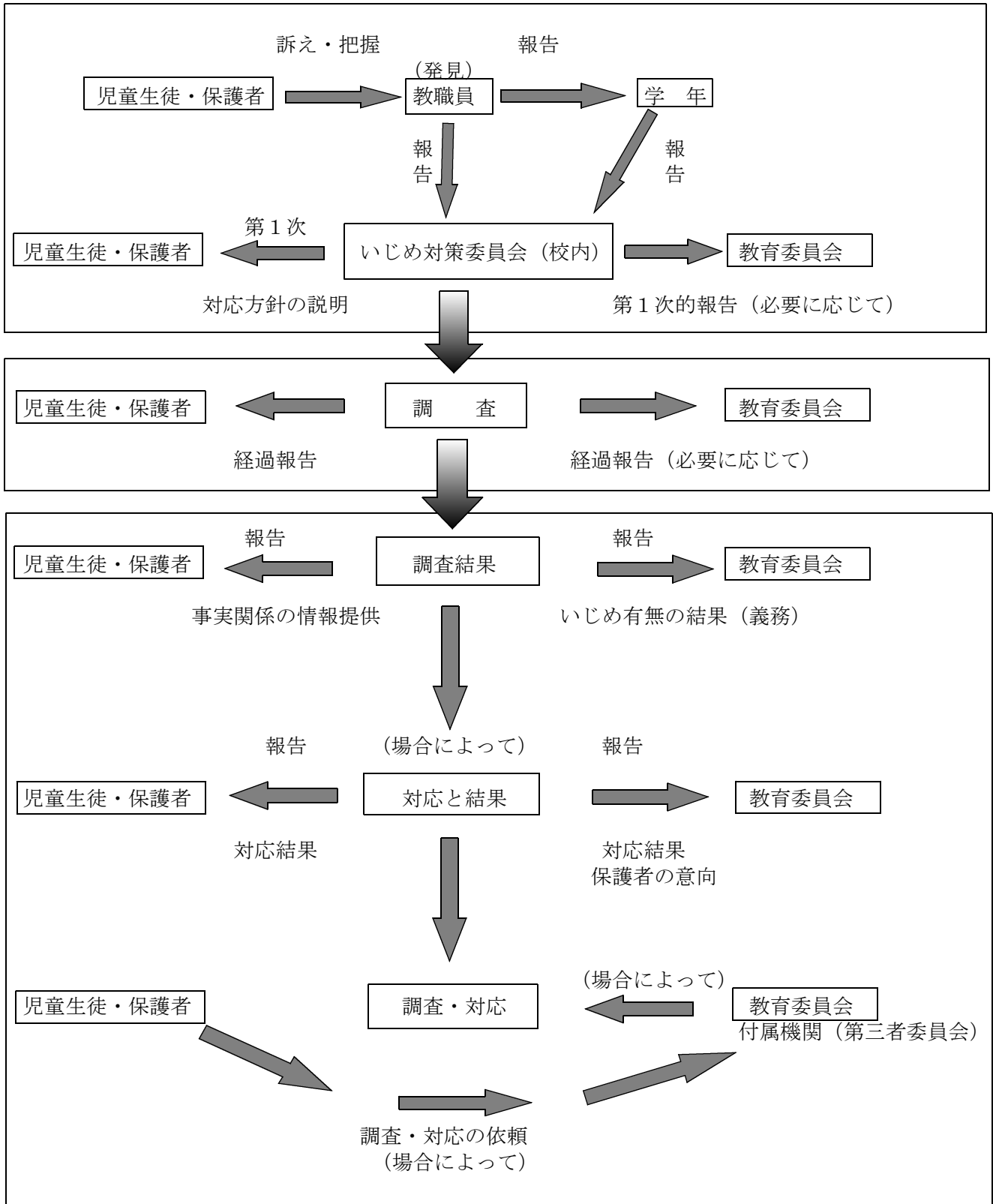
- イ) いじめを受けた児童及びその保護者に対する情報の提供
- ロ) 全校保護者への対応
- ハ) マスコミへの対応

ウ 再発防止への取組

- イ) 教育委員会との連携のもとで外部有識者の招聘
- ロ) 問題の背景・課題の整理
- ハ) 取組の見直し、改善策の検討・策定
- ニ) 改善策の実施

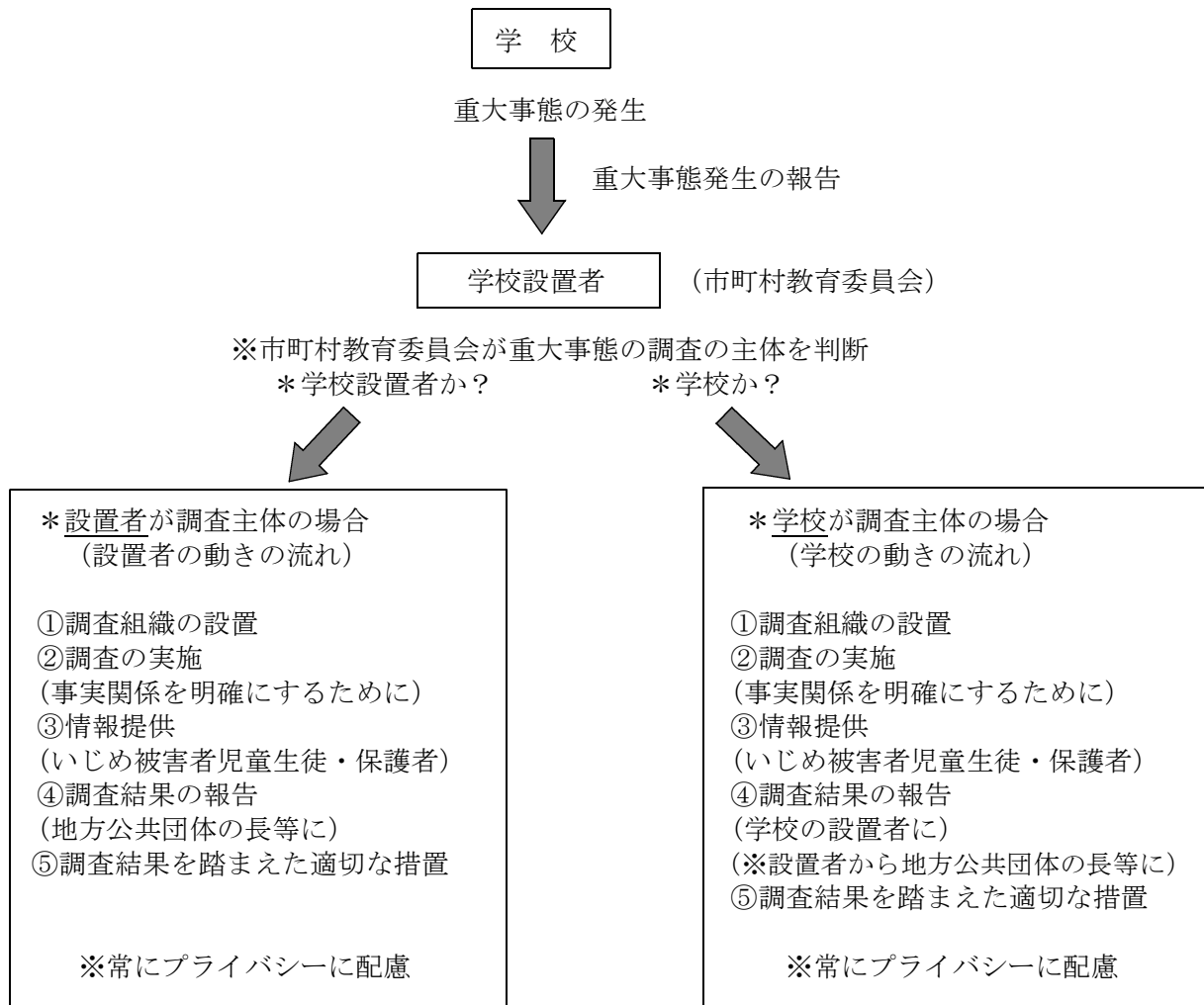
「いじめ防止対策推進法」第23条いじめに対する措置

【いじめ発生時の通常対応等のフロー図例】



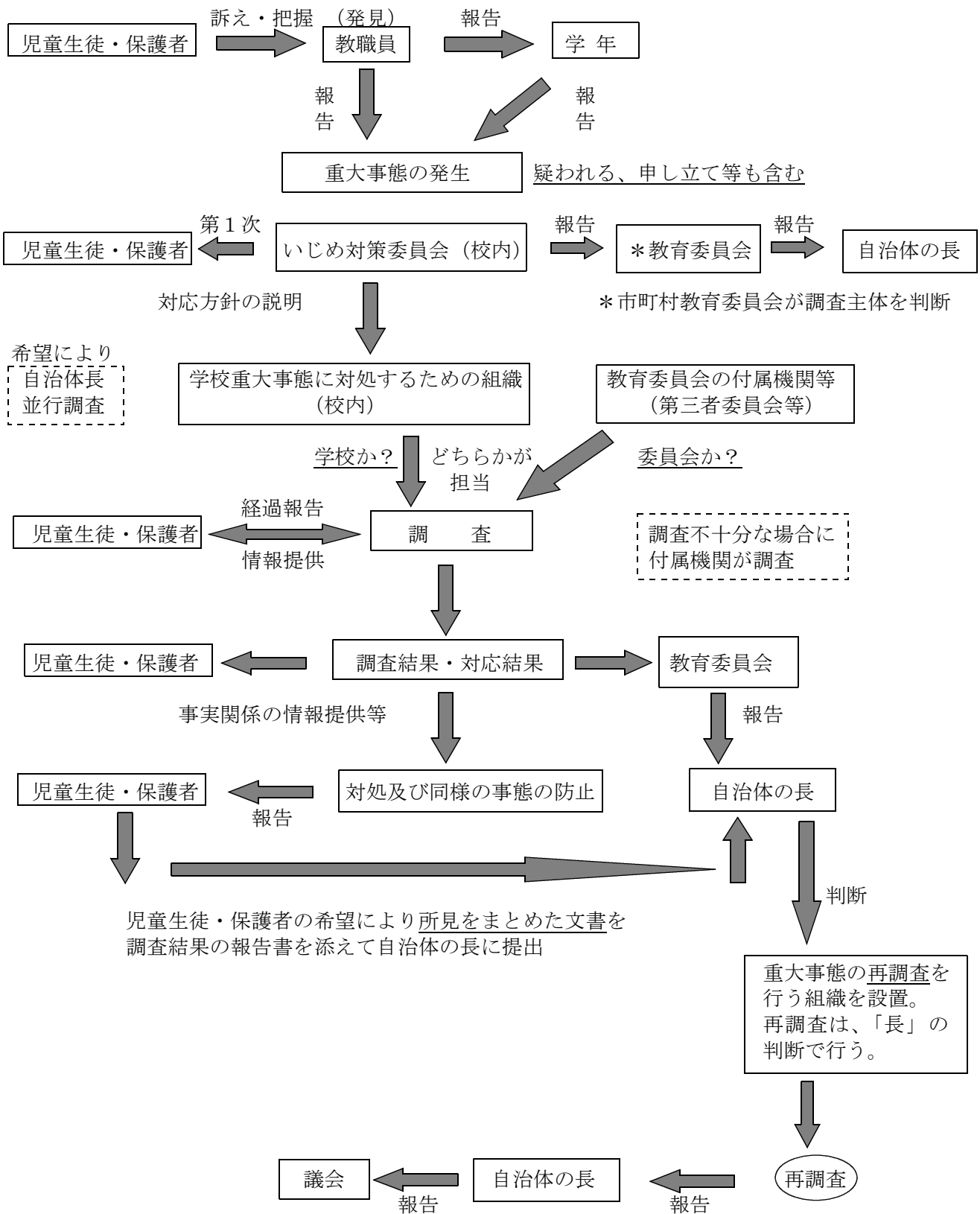
「いじめ防止対策推進法」第28条重大事態への対処

[重大事態対応のフロー図例：学校対応、または、委員会対応の場合]



「いじめ防止対策推進法」第28条重大事態への対処

【重大事態発生の事案対処等のフロー図例】



※「再調査」を行う場合、首長で第三者委員会を設立し、学校（いじめ対策委員会）と教育委員会（第三者委員会）の調査結果の調査に限定される。